

AI自律発明と特許制度：「成果の保護」と「発明者性」の分離

論点① 発明者性（AI自体を発明者に認定できるか）



**発明者は「自然人」に限定
（AI単独出願は不可）**

日本の最高裁確定判断をはじめ、米・英・EPO・豪・独の主要法域で「発明者は自然人のみ」との結論に収斂。



**人間+AIの「AI支援発明」は
通常通り特許可能**

AIをツールとして使い、技術的特徴に創作的に寄与した自然人がいれば、その人間を発明者として出願可能。

論点② 成果の保護と企業実務の対応



**人間の寄与がない完全自律
発明は現行法で保護困難**

成果自体が特許法上の「発明」に該当し得ても、権利帰属の主体（自然人）が存在しないため入口で拒絶される。

実務対応：「AI発明者性ファイル」による寄与の証明



AIの利用形態に応じた法的扱いと企業の推奨アクションの対比

AI利用形態	現行法上の扱い	企業に必要な実務対応
人間+AI（AI支援発明）	特許取得が可能 （発明者は自然人）	人間の創作的寄与（評価・修正・実験）のログを記録・保存
完全AI自律生成（人間関与なし）	現行法では特許取得不可 （権利帰属不能）	人間による技術的改良を付加、営業秘密化、または防衛的公開